

## 【犯罪被害者支援協賛自動販売機】新規設置のご支援有り難うございます

ワタナベサービス株式会社（青森市）（敬称略）

有限会社 コモン（青森市）

株式会社番地鉱石（青森市）

有限会社ティエム ベイ薬局（青森市）

株式会社白鳥プロパン（青森市）

Times Car RENTAL（青森市）

売上金の一部は  
犯罪被害者、交通事故被害者等の支  
援として寄付され  
ます。



当センターのロゴマークのついている自販機が目印です

◎ 設置場所の提供をして頂ける企業・団体を募集しております。

詳細は事務局まで TEL 017-718-2085 FAX 017-718-2098



### 賛助会員募集

当支援センターは皆様の賛助会費や寄付金、助成金等によって運営されております。活動に賛同していただける賛助会員を募集しています。

・法人・団体 1口 10,000円（何口でも可）

・個人 1口 3,000円（何口でも可）

・寄付 金額の定めはありません

事務局へご連絡ください。振込手数料のかからない指定振込用紙を送付いたします。

当センターへの寄付金は、公益法人に対する寄付として優遇税制が適用されます。

青森県公安委員会指定 犯罪被害等早期援助団体

公益社団法人あおもり被害者支援センター

事務局／〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階

TEL 017-718-2085 FAX 017-718-2098

URL <http://www.aomori-vs.com> E-mail [info@aomori-vs.com](mailto:info@aomori-vs.com)

相談電話 無料・秘密厳守  
受付日・時間

017-721-0783

### 事務局から

#### 広報活動

青森市営バスの後板広告が、平成27年3月までの一年間、及び弘南バスの車内放送が平成27年6月までの一年間、広報活動を行っています。

#### 四期生

四名が6月から支援業務につきました。

#### ホンデリング

～本でひろがる支援の輪～



あなたの本のご寄付で支援の輪が広がります  
皆さまから頂いた本の代金は、犯罪被害に遭わ  
れた方々への支援活動に活用されます

犯罪被害にあられた方が安心した生活を取り戻せるように、力を貸してください。詳細はホームページをご覧になるか、当センター事務局までお問い合わせください。（017-718-2085）



Supported by  
日本財團  
THE NIPPON FOUNDATION

第12号（平成26年7月）

# 被害者支援通信



## 理事長あいさつ



あおもり被害者支援センター理事長 田崎博一

あおもり被害者支援センターは、平成19年10月に開設されました。犯罪や重大な交通事故の被害に遭われた方々を支援する民間団体として、電話や面接での相談、カウンセリングや法律相談、直接支援（危機介入、法廷などの付き添い、物品の供与など）、自助グループの支援、広報・啓発、支援員の養成などの事業に取り組んでいます。平成25年の電話・面接相談は274件でした。殺人・傷害致死、性犯罪、交通事故などに関する相談が主な内容です。直接支援では裁判の付き添い58件の他、行政窓口での手続の支援などを行いました。啓発活動として、中学校や高校で「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、これから社会を担う若者に犯罪被害者への理解と協力を求めました。

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等が被害に遭ってから再び平穏な生活を取り戻すまで、全国どこにいてもそれぞれのニーズに応じた支援を途切れなく受けられることを目指して、警察や自治体、民間団体等が相互に連携することを理念として、被害者支援の活動が進められています。わが国における被害者支援制度の嚆矢は昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法に遡りますが、それ以前は被害者は法的にも経済的にも何らの救済のない状況に置かれていました。平成16年の基本法制定後、損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続への関与、支援の体制整備、国民の理解と協力といった観点から、少しずつですが、法や制度の整備が行われています。私どものセンターもこのような流れの中で、民間団体として、被害に遭った人々に寄り添い、支援する活動を続けているところです。

しっかりと活動を継続するためには、運営のための財政基盤を安定したものにすることが重要です。活動財源の相当部分は個人や団体からの援助によって賄われています。一人でも多くの県民あるいは団体の皆さまが賛助会員として私どもの活動を支えてくださるよう、あらためてお願ひいたします。また、清涼飲料の自動販売機の売り上げの一部を寄附していただく「支援自販機」活動も展開しております。自動販売機を設置されている事業所におかれでは、ご検討のほどをお願いします。

さまざまな犯罪が跡を絶たず、誰もがその被害に遭う可能性がある時代ですが、県民一人ひとりが、被害者支援の意義を理解し、安全で安心して暮らせる社会になることを目指して、活動を続けていきたいと考えております。今後とも、あおもり被害者支援センターの活動にご理解とご協力を願いいたします。



犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人あおもり被害者支援センター

## 平成25年度の活動報告

### 平成26年度総会を開催

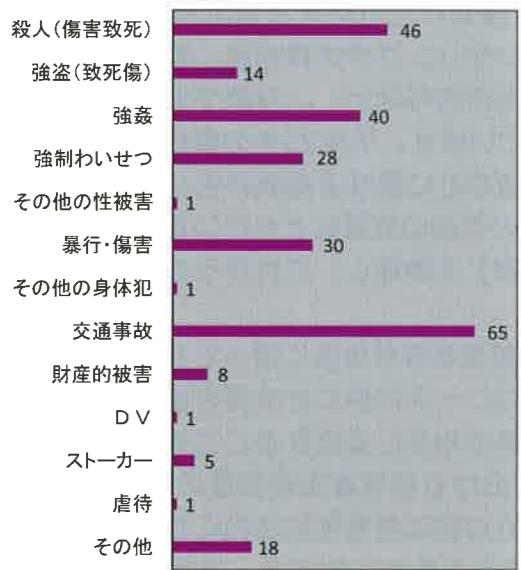
平成26年5月21日(水)県民福祉プラザにおいて、県警察本部教養課長、県環境生活部県民生活文化課長をお招きして、平成26年度第1回総会を開催し、平成25年度の事業報告・収支決算報告が了承されました。

なお、平成26年3月に開催した総会では、平成26年度の事業計画・収支予算案が了承されております。

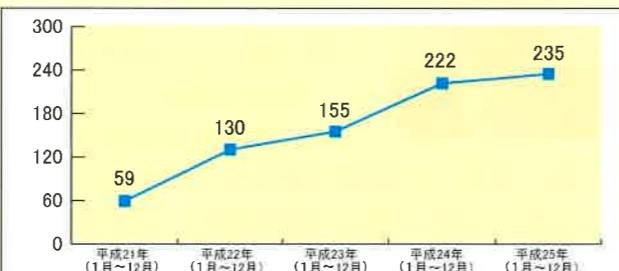
当センター創立以来監事を務めて来られた白取欣三氏の退任が報告されました。

7年間、大変お疲れ様でした。

### 平成25年度電話・面接相談の件数内訳



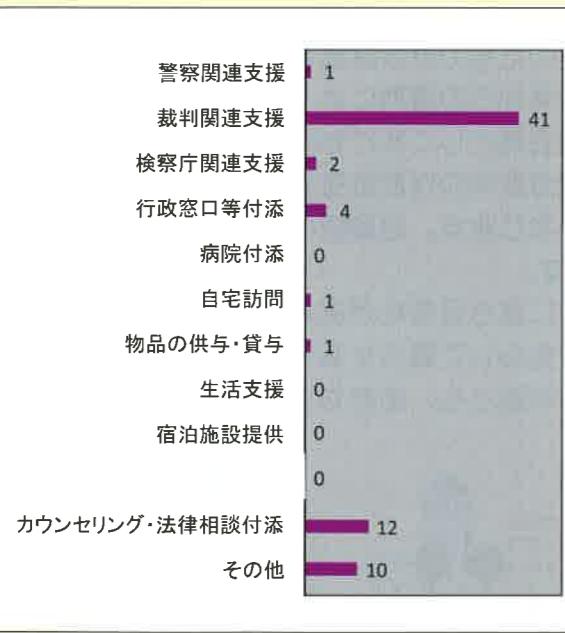
### 平成21年～25年の電話相談件数



### 平成25年度決算及び平成26年度予算 (単位：円)

	科 目	平成25年度 決 算	平成26年度 予 算
収 益	受取会費	3,292,000	3,700,000
	受取自治体助成金	2,000,000	2,000,000
	受取その他助成金	4,763,564	4,000,000
	受取寄付金	1,373,634	1,500,000
	受取委託金	2,180,000	3,000,000
	受取利息	1,157	1,000
	経 常 収 益 合 計	13,610,355	14,201,000
費 用	事業費		
	人件費	4,589,252	4,284,000
	相談活動費	914,685	1,135,000
	直接支援活動費	625,806	426,000
	広報啓蒙活動費	1,872,146	2,365,000
	相談員養成・研修費	592,394	865,000
	調査・研究活動費	323,140	166,000
	自助グループ支援費	297,191	262,000
	その他事業費	1,281,670	1,708,000
	事業費 計	10,496,284	11,211,000
	管理費		
	人件費	2,005,456	1,836,000
	その他管理費	1,281,045	1,154,000
	管理費 計	3,286,501	2,990,000
	経 常 費 用 合 計	13,782,785	14,201,000
	当 期 経 常 増 減 額	-172,430	0
	正味財産期首残高	2,677,015	2,504,585
	正味財産期末残高	2,504,585	2,504,585

### 平成25年度直接的支援件数内訳



## 専用相談電話の開設

本年10月に、【性暴力被害専用相談電話】が開設されます。それに伴い、相談員研修が継続して行われています。

4月は、すでに運営を開始した「みやぎ被害者支援センター」の事務局長を講師に迎え、性暴力被害についてのロールプレイを組み入れた研修をしました。5月は県警本部から講師を招き、体験談を交えた講義はたいへん参考になる内容で、出席者は真剣に聴いていました。

調査資料によると、性暴力被害者は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、その多くは被害に遭ったことを誰にも相談できずにいるという状況があります。

そして被害直後だけでなく、被害後相当期間が経過しても、様々な苦しみに直面します。

しかし、被害直後に適切な支援を受けることができれば、それは、その後の回復に大きく寄与するものと思われます。

あおもり被害者支援センターの【専用相談電話】がそのサポートとなり、少しずつでも自分らしい生活を取り戻すために役立つよう願っています。

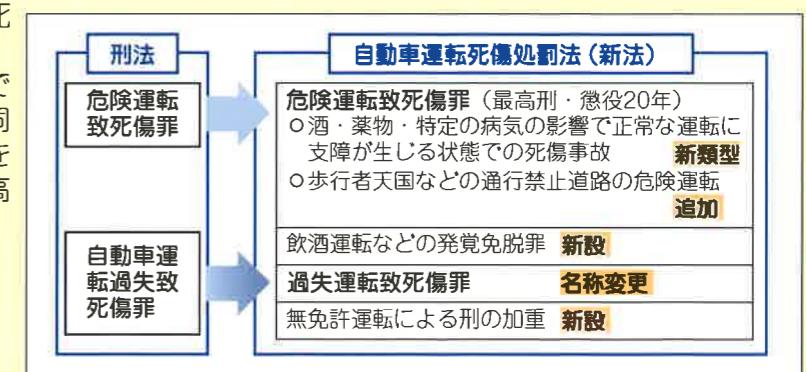
## 悪質運転事故を厳罰化

新法 自動車運転死傷処罰法(特別法)  
H26年5月20日施行

現行の危険運転致死傷罪は、「正常な運転が困難な状態」が前提で、酩酊(めいてい)状態で運転していた事の立証は難しく、適用要件が厳しすぎるとの声が出ていた。このため、飲酒や薬物、一定の症状を示すてんかんや統合失調症などの特定の病気による影響により、「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」で起こした事故にも危険運転致死傷罪を適用し、罰則は15年以下の懲役とした。

これまでの危険運転致死傷罪の最高刑は懲役20年、同罪の適用に至らない自動車運転過失致死傷罪は懲役7年だった。このため遺族らから「二つの罪の量刑に差がありすぎる」との批判が出たことから、危険運転致死傷罪に新類型を設けた。

このほか、酒や薬物の影響で事故を起こしたこと隠し、同罪の適用を免れる「逃げ得」を防ぐため「発覚免脱罪」(最高刑懲役12年)を新設した。



## 命の大切さを学ぶ教室

今年度、「命の大切さを学ぶ教室」を行うことになりました。

これは、次代を担う中・高校生に犯罪や交通事故の被害者遺族の講演を聴いてもらうことにより、大切な人の命を奪われた遺族の思い、命の大切さ、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等について理解を深めてもらうとともに、社会全体で被害者を支える機運の醸成などを目的とした事業です。

今年度は5月から7月にかけて、中学校3校、高校3校で、生徒、職員、保護者を対象に開催し、犯罪や交通事故の被害者遺族が其々の体験を講演なさいます。

去る5月28日、八戸市の中学校にて第一回を開催しました。当時小学2年生だったお子さんを交通事故で亡くされたご遺族が、その胸中を話されました。真剣な眼差しの全校生徒の皆さんのが耳を傾ける中、一つしかない大切な命、亡くすれば、その周りにいるたくさんの人たちの心も深く傷つくことを忘れずに、自分の命、他者の命も大事にしてほしいという気持ちが伝わるお話をしました。



